

警報発表等に関する規程

午前6時現在、神戸市内の一つ以上の区もしくは芦屋市に警戒レベル3以上の警報（以下、警報と呼ぶ）が発表されている場合、または、神戸市バス「2系統」および「18系統」（以下、神戸市バスと呼ぶ）が運休の場合、自宅で待機し次の処置をとるものとする。

- 1 午前10時までに警報が解除かつ神戸市バスが運行された場合は、午後0時30分から、シャワー・ホームルームに続き、第4限以降の授業を平常の時間帯で行う。
- 2 午前10時現在、警報が解除されていない、または、神戸市バスが運休の場合は臨時休業とする。
- 3 定期考査期間については、原則として午前7時現在、警報が解除されていない、または、神戸市バスが運休の場合は臨時休業とし、当日実施予定の考査については、考査期間最終日の翌日に実施する。
ただし、考査最終日の翌日が生徒休業日の場合でも、実施できなかった考査を考査最終日の翌日に実施し、生徒休業日は返上される。
- 4 定期考査中の当日朝6時から7時の間に警報が解除、かつ、神戸市バスが運行再開された場合、考査開始時間を1時間遅らせて実施する。

留意事項

- (1) この規程における警報とは、警戒レベル3以上の暴風、大雨、洪水、大雪、暴風雪、土砂災害をいう。
- (2) 神戸市、芦屋市以外に居住する生徒については、「居住している地域」または「通学路を含む地域」に午前6時現在、警報が発表されている場合は自宅で待機し、次の処置をとるものとする。
 - ・午前10時現在、警報が解除されていない場合は公欠とする。
 - ・午前10時までに警報が解除された場合は、安全に留意しつつ登校する。受講できなかった授業については公欠として扱い、公欠となった定期考査については別途指示する。